

市道和歌山市駅前線における社会実験及び基本計画策定業務
特記仕様書

この仕様書は、市道和歌山市駅前線における社会実験及び基本計画策定業務委託について、業務の内容及び受注者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 目的

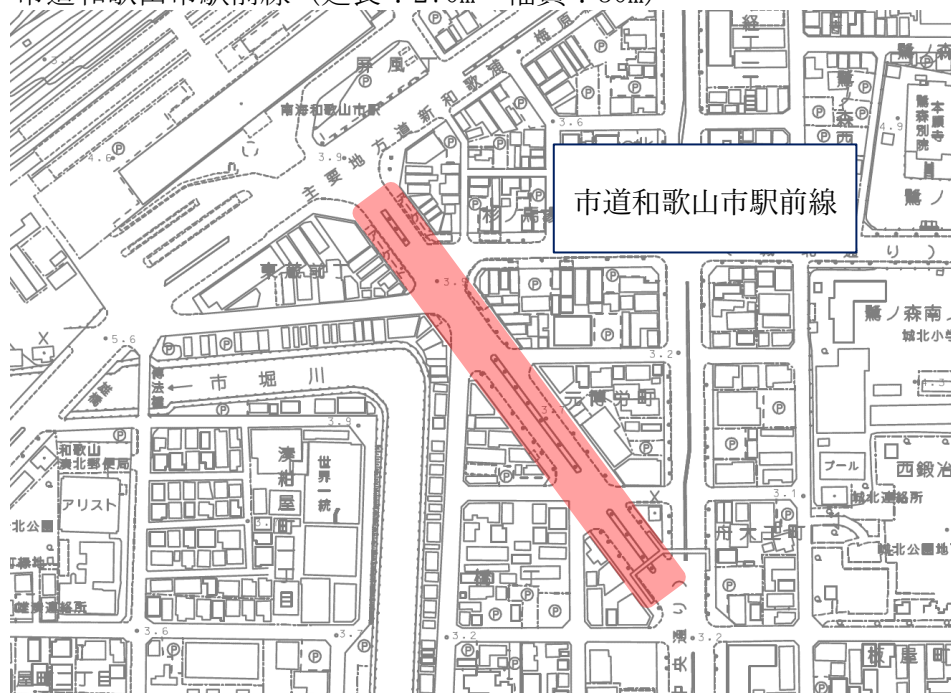
本市では「和歌山市まちなかエリアビジョン」を策定し、「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」の創出を目指している。特に、南海和歌山市駅周辺エリアでは“通過点から目的地へ”を掲げ、市道と和歌山市駅前線を「移動空間」から「滞留空間」へと転換することにより、駅や図書館からの回遊を促すとともに、和歌山城・ぶらくり丁等の歴史・商業エリアへの動線強化を目指している。本業務では、市道と和歌山市駅前線を、多くの主体の共感や実感を伴った空間の創出に結びつけていくための、ワーキンググループ・協議会の運営支援、社会実験の実施、及び基本計画の策定を目的とする。

2 業務名称

市道和歌山市駅前線における社会実験及び基本計画策定業務

3 業務箇所

市道和歌山市駅前線（延長：270m 幅員：30m）



4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

市道和歌山市駅前線の基本計画策定に向け、関係者間の円滑な意見交換及び合意形成を図るため、ワーキンググループ及び協議会の運営支援を実施する。まず、基本計画の方針（案）をワーキンググループで検討し、その案を基に、協議会で基本方針を決定する。協議会での基本方針を踏まえ、社会実験の企画及び実施計画の立案を行い、社会実験を実施する。その際、周辺道路の渋滞や公共交通への影響等を調査・検証し、実施結果を反映したうえで基本計画を策定する。

(1) 基本計画の方針検討

① ワーキンググループ支援（3回程度）

道路再編にかかる基本計画の方針について、ワーキンググループ（沿道店舗、地区住民、都市再生推進法人等10名程度で構成。）でアイデアを出し合い、和歌山市や市駅前エリアの特色を表現する視点を取り入れながら、基本計画の方針（案）を作成する。なお、基本計画の方針（案）の検討にあたっては、歩いて気持ちの良い歩行者空間や滞留空間を創出するため、片側1車線ずつの減少を想定している。また、社会実験・基本計画の検討等も行う。

② 協議会運営支援（3回程度）

①で作成された基本方針（案）を基に、市道和歌山市駅前線における基本方針・基本計画の検討・意見交換・合意形成を目的とした協議会（沿道自治会長、商店街、都市再生推進法人、交通事業者、学識経験者、道路管理者、市等で構成。）の資料の作成等必要な支援を行う。協議会の際に発生する学識経験者2名への謝礼・旅費等は、受注者において負担する。ただし、謝礼・旅費等の金額については、発注者と協議のうえ決定する。

(2) 社会実験の実施

本社会実験は、車線減少に伴う交通影響、安全性及び歩行者空間拡大の効果を検証することを主目的とするものであり、大規模な什器の設置、特注製作物、恒久整備に類する施工等を前提とするものではない。

① 実験内容の計画及び進行支援

協議会での基本方針を基に、実験内容や手法の計画、実施体制の整理及び社会実験実施にあたってのスケジュール管理の支援を行う。

実施期間：少なくとも5日間（平日3日間及び休日2日間）実施する

② 社会実験のソフト計画支援

道路空間活用の社会実験において、歩車道及び沿道店舗（空き店舗を含む）の活用を促すソフト計画の支援を行う。なお、ソフト計画の実施（出店やイベント等）については、原則、地域の運営主体が行う。

③ ゾーニング図・備品等レイアウトの作成

①で立てた実施計画に基づき、備品等を含むゾーニング図・レイアウト図等を作成し、地域住民、関係機関等への説明・合意形成を支援する。

④ 広報

社会実験を実施するにあたっての広報計画を立案し、広報媒体の作成を行う。具体的には社会実験の開催を知らせるポスターとチラシ（同デザインでA 1 及びA 4 片面を想定）、具体的な内容を示すプログラム（A 4 両面）、SNS 告知に必要な画像素材等を想定している。

また、交通規制の実施に伴い必要な告知（事前告知看板等）の対応を行う。

⑤ 社会実験の実施

社会実験当日の全体管理を行うとともに、社会実験に必要な備品等の設置及び撤去を行う。車線減少により創出される道路空間については、歩行者の滞留、休憩、通行環境が向上するよう、予算内で実施可能な滞留空間のデザイン・設営を行うものとする。実験期間中は、巡回・清掃・備品の破損対応等を中心とした滞留空間の管理を行う。また、緊急時、災害時、事故時における連絡体制及び対応手順を整理し、発注者と協議のうえ必要な体制を構築する。実験期間中の安全対策については、必要な安全施設（バリケード、カラーコーン、仮設照明等）を設置するものとする。

また、交通誘導員の配置については、交通管理者との協議を踏まえ、発注者と協議の上決定するものとする。

社会実験に使用する備品、安全施設、仮設物等の調達、設置、撤去及び管理に要する費用は、見積限度額の範囲内で実施するものとし、追加費用を前提とした提案は認めない。

⑥ アンケート調査及び効果検証

社会実験期間中にアンケート調査（作成、集計、分析検証）を行い、社会実験の実施による効果や課題を把握し、基本計画に反映する。アンケート調査は社会実験への参加者や来訪者を対象とし、実施方法は受注者の提案に基づき行う。

アンケート票の作成においては、以下の視点を盛り込むこと。

- ・ 出店ニーズ等市駅周辺の経済活性化の視点

- ・歩行者の楽しみ方や周辺エリアと連携した回遊・滞在
- ・自転車や車との共存、公共交通利用の促進等の視点

アンケート調査は社会実験への参加者や来訪者を対象とし、100サンプル（8割以上は来訪者対象のサンプル）を目標に実施する。

実施方法は受注者の提案に基づき行う。アンケート結果は基本計画に反映する。

⑦ 交通規制による効果検証

社会実験期間前の平日1日・休日1日及び社会実験中の平日1日・休日1日の計4日を対象に、交通規制による周辺道路の渋滞の有無や公共交通への影響等を調査、また通行者数の変化を検証する。社会実験中の滞在者の数や行動について、平日1日、休日1日を対象に調査を実施する。

(3) 基本計画の策定

① 概略検討

基本方針と社会実験の結果を基に、市道と歌山市駅前線の概略検討を行い、概算工事費算出に必要な概略図面を作成する。

② 概算工事費算出

概略図面を基に、道路施設の整備に要する工種別の概算工事費を算出する。

③ 整備イメージ図の作成

一般公表するために必要なパース図を作成する。

- ・全体計画が確認できる鳥瞰図1枚
- ・事業内容が確認できる詳細図（アイレベルパース）3枚程度

④ 利活用方針の検討

道路空間再編後の空間が、日常的な滞留、沿道活動、イベント等を通じて民間主体による継続的な活用に資するよう、対象道路及び沿道公共空間の利活用方針を検討し、基本計画に反映する。検討にあたり、沿道店舗や地域団体が主体的に関われる仕組みづくり等、ソフト面での持続可能性に留意すること。

⑤ 学識経験者ヒアリング（8回程度（2名×4回）程度）

道路空間再編に向けた検討や検証について、学識経験者へのヒアリングを行う。その際に発生する学識経験者への謝礼等は、受託者において負担することとする。ただし、謝礼の金額については、発注者と協議の上決定する。

⑥ 調整用資料の作成

関係機関、市庁内関係課等との調整に必要な資料の作成及び取りまとめを行う。

⑦ 報告書作成

業務報告書を作成する。具体的には、下記内容を成果とする。

基本計画報告書 A 4 正本 3 部、電子成果品 1 式

※なお、基本計画報告書には社会実験結果についても記載すること。

概略設計図書 A 4 正本 3 部、電子成果品 1 式

全ての電子データ (xlsx、docx、dwg、pdf 等)

※電子成果品 (データ) は、和歌山市電子納品運用ガイドラインに基づき作成し、納品形態については、担当職員と協議しその指示に従うこと。

(4) その他の業務

打合せ協議 (オンライン協議含む) を和歌山市都市再生課と実施する。

着手時・中間段階・成果品納入時のほか、業務の進捗に応じて実施するものとし、その回数は 8 回程度を想定する。これには道路管理者・交通管理者との協議を含む。ただし、協議先、協議内容及び実施時期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

受注者は、打合せ協議を行った場合、速やかに打合せ記録簿を作成し、発注者に提出して確認を受けるものとする。

6 貸与資料

貸与する資料は下記のとおりとする。また、貸与する時期については、プロポーザル参加資格確認通知書の送付に合わせて電子データで送付するものとする。

なお、貸与された資料は、発注者の許可なく他に公表や貸与しないこと。

平成 22 年度 本町線及び和歌山市駅前線測量設計業務委託
(市道和歌山市駅前線)

平成 28 年度 和歌山市駅前広場及び周辺道路再整備基本設計業務委託報告書
(市道和歌山市駅前線エリアの交通量調査)

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、発注者との十分な打合せを行い、本業務を誠実に履行することとし、情報交換を必要に応じて行うこと。また、疑義があるときは速やかに発注者と協議を行い、指示を受けること。
- (2) 本仕様書の各項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と

受注者が協議し、発注者の指示に従う。なお、受注者側において当然行われるべき事項については、良心的に行うこと。

- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、円滑に進めなければならない。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項については、これを第三者に漏洩してはならない。
- (5) 受注者は、本業務を実施する場合において、国等の動向、先進事例その他必要があると認められる資料を発注者に提供すること。
- (6) 本業務の遂行上必要な資料については、受注者の責任と負担において収集すること。
- (7) 本業務中に生じた事故並びに発注者及び第三者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って、受注者の責任において処理するものとする。
- (8) 現地調査等を行う際は、事前に発注者と内容、日程等を確認するとともに、発注者の方針を十分理解した上で実施すること。
- (9) 社会実験時の市民からの質疑・対応等には十分注意し、トラブル回避に努めること。万が一、トラブルになった場合は適切に対応し、発注者にその旨を報告すること。
- (10) 受注候補者決定後、受注候補者の企画提案内容を踏まえ、受注候補者と発注者との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (11) 目的の達成にあたっては、地域の協力が不可欠であるため、地元住民・沿道店舗・交通事業者と連携して事業を実施すること。
- (12) 本業務に基づき、発注者のために作成した成果物の著作権（中間成果物を含む）は、本業務の契約締結前に受注者がすでに保有するものを除いて、すべて発注者に帰属するものとし、その権利は受注者から発注者に無償で譲渡されるものとする。受注者から発注者に譲渡される権利は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むものとする。